

広島県告示第四百十八号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十四条において読み替えて準用する同法第六条の規定によって、次のとおり地方卸売市場の開設者、卸売市場の名称と位置及び卸売業者の変更を認定した。

令和四年五月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

認定番号	広島県第一五号	
開設者	名称	マリンネクスト株式会社
	住所	三原市糸崎九丁目四番一号
地方卸売市場	名称	糸崎地方卸売市場
	位置	三原市糸崎九丁目四番一号
	取扱品目	水産物及びこれらの加工品
変更の認定年月日	令和四年五月十八日	